

# 令和3年度からの 移動支援事業の見直し概要

サービス提供事業者や支援者の方へ



杉並区保健福祉部障害者施策課  
令和3年4月1日



区では、より利用しやすい事業となるよう、令和3年4月(一部7月)から  
**移動支援事業を見直しました。**

この資料は、事業を実施する事業者や支援者の皆様に、見直しの概要についてお知らせし、令和3年4月以降の支援がスムーズに行えるようにするものです。

改訂版「ガイドライン」

(令和3年4月1日現在)



改訂版「ガイドライン」  
新たな「請求事務のてびき」は  
**令和3年4月1日に発行**しています。

区ホームページ内の  
障害のあるかたへの生活支援サイト  
「の～まらいふ杉並」  
▶ 「トピックス」に掲載しています。

確定版  
「請求事務のてびき」

(令和3年4月1日現在)



# 見直しの基本的な考え方

余暇活動の  
充実

多様化した生活実態に即した  
柔軟な運用

社会参加の  
機会の拡充

個々の状況に応じた  
適切な支援

事業者への  
支援

人材不足に  
対応するために

4月  
から

# サービス内容の見直し① 多様化した生活に合わせて

障害者の生活実態に即した支援を行えるよう柔軟な運用を図るとともに、対象外としてきた通学送迎を**一定の条件を付して事業対象と位置付け、内容の充実**を図ります。

## 現行

### 対象サービス

余暇活動等  
の外出支援

### 支給時間

月単位

### 特例で認めているサービス

通学送迎

原則1回30分  
以内

3か月以内の  
通所訓練等

1回30分  
以内

## 見直し後

### 対象サービス

余暇活動等  
の外出支援

### 支給時間

月単位に加え年単位の  
支給も可能

通学送迎

個々に応じた時間

### 特例で認めているサービス

3か月以内の  
通所訓練等

個々に応じた時間  
(バスポイントは30分のまま)

柔軟な運用  
への見直し

複数の介助者が  
必要な医療的  
ケア児への支援



## サービス内容の見直し② 多様化した生活に合わせて

ガイドライン  
5ページ

余暇活動等の外出の支援に当たって、柔軟な運用に見直します。

**事業者と利用者の契約が重要**

### 現行

利用できるのは、原則として自宅を始点・終点とする支援

水泳活動でプール内の支援が必要な場合やランニング活動など、スポーツ活動の利用は対象外

短期入所の送迎は、施設の加算給付対象外であり、かつ、緊急性が高く、継続性がなく、親族の送迎が不可能な時に利用ができます。

### 見直し後

通所施設等からの帰宅途中の利用などを含め、自宅を始点・終点としない利用もできます

プール内やランニング実施等での見守りは、事前に、契約事業所と利用者が、プール内介護における損害や責任に係る事項について必ず書面で取り交わすことを条件に、利用できることとします。

短期入所(日帰りショートを含む)の利用は通年かつ長期でないため、施設や送迎できない場合の自宅と施設間の送迎については、余暇活動等の送迎の支給時間内において利用できることとします。



# サービス内容の見直し③

多様化した生活に合わせて

ガイドライン  
5 ページ

余暇活動等の支給時間については、希望する方は「年」単位で申請することが可能となります。

小学校4～6年生	15時間以内/月 または 180時間以内/年
中学生・高校生	30時間以内/月 または 360時間以内/年
18歳以上	50時間以内/月 または 600時間以内/年

- ◇ 「月」単位で申請するか、「年」単位で申請するかは、申請時又は更新時に選べます。
- ◇ 導入年である令和3年度については、以下の時期にも「年」単位への変更ができるようにします。

変更を希望する月	申請書の提出期限
令和3年4月分から	3月23日(火)まで
令和3年5月分以降の更新月前月分まで	変更を希望する月の前月の15日まで

- ◇ 申込みのあった月の翌月分から現支給期間終了月分までを換算して対応します。

○支給時間を超えた場合は、全額利用者負担となります。

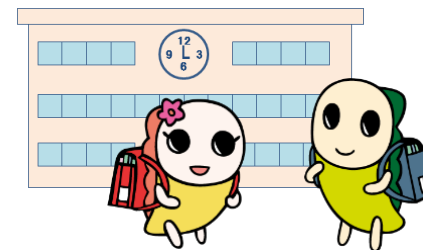
○本人状況、世帯状況、他サービスの利用状況等により、上記基準を超えて支援が必要と区長が認めた場合、必要時間を月単位で支給します。



## サービス内容の見直し④ 一人ひとりの障害に応じて

ガイドライン  
6 ページ

都内の小・中学校、高校、特別支援学校や区立学童クラブの利用のための通学支援を、一定の条件を付して事業対象と位置付け、対象要件や支給時間を見直します。



### 現行

通年かつ長期にわたるため、原則事業の対象外だが、特例的に承認する支援

#### 対象要件

○就労、疾病などで介護者が障害者(児)を介護できない場合

#### 支給時間

原則1回30分以内

### 見直し後

事業の対象となる支援に変更

対象要件 以下のいずれかに該当する場合

○就労、疾病などで介護者が障害者(児)を介護できない場合

○人工呼吸器等を使用している医療的ケア児で、介護者1人のみでは安全な移動が確保できない場合

#### 支給時間

個々に必要な時間数を区長が決定



# サービス内容の見直し⑤ 一人ひとりの障害に応じて

ガイドライン  
7ページ

通年かつ長期にわたる通所については今までどおり利用できませんが、期間限定の通所の支援については、支給時間等を見直します。

## 現行

3か月以内の通所訓練により、支援なしでの通所が見込める場合の送迎

支給時間 1回30分以内

生活介護施設の送迎バスが大型で、自宅前にバスポイントが設定できない場合の、自宅とバスポイントの間などの送迎

支給時間 1回30分以内

## 見直し後

3か月以内の通所訓練により、支援なしでの通所が見込める場合の送迎

支給時間 **個々に必要な時間数を区長が決定**

現行と変更なし

**中途視覚障害者等の自立訓練施設(区外)への期間限定での通所訓練**

支給時間 **個々に必要な時間数を区長が決定**





この事業の対象者は、**区内在住の就学児以上の障害者(児)で、外出の意思がありながら屋外での移動に著しい困難のある方**です。移動の困難さに対する一律の判断基準を緩和し、**利用希望者の状況を確認し、移動の困難さを個々に審査**した上で対象かどうかを判断するよう見直しました。

## 身体障害者（児）

### 現行

視覚障害又は全身性障害を有する「身体障害者手帳」の所持者

全身性とは、

- ・両上下肢 2 級以上で総合等級が 1 級
- ・体幹機能障害 1 級

※両下肢障害≡体幹機能障害≡移動機能障害とみなす。

### 見直し後

「身体障害者手帳」を所持する視覚障害者（児）又は以下のいずれかに該当する肢体不自由者（児）

- ① **両上肢に障害があり、**両下肢機能障害 2 級以上の方で、身体障害者手帳の肢体不自由の総合等級が 1 級の方
- ② 体幹機能障害 1 級の方
- ③ 移動機能障害 1 級の方
- ④ **①～③に準ずると区長が認める方**



## 対象者の見直し② 一人ひとりの障害などに応じて

ガイドライン  
1 ページ

### 知的障害者（児）

#### 現行

「東京都愛の手帳」の所持者

#### 見直し後

「東京都愛の手帳」の所持者 **(変更なし)**

### 精神障害者（児）

#### 現行

「精神障害者保健福祉手帳」の所持者

屋外での移動に著しく困難があるかどうかで個別に判断いたしますが、具体的には下記のような場合等を想定しています。

- ① てんかん発作が頻発し、屋外での移動において非常に危険を伴う方
- ② 知的発達に遅れを伴う方
- ③ 高次脳機能障害の方 等

#### 見直し後

「精神障害者保健福祉手帳」の所持者又は若年性認知症の診断を受けた方（医師の診断書が必要）で、以下のいずれにも該当すると区長が認める方

- ① **定期的に精神科・心療内科等に通院している方**
- ② **医療機関の治療や服薬調整、環境調整がある程度できているが、症状により行動に制限があり、外出時に支援が必要な状態が半年以上続いている方**



## 対象者の見直し③ 一人ひとりの障害などに応じて

ガイドライン  
1 ページ

### 高次脳機能障害者（児）

#### 現 行

65歳未満の高次脳機能障害者（児）  
（医師の診断書が必要）

#### 見直し後

高次脳機能障害に起因する失語、半側空間無視、記憶障害、注意障害、遂行機能障害又は社会的行動障害により、1人で移動は可能だが危険回避が困難と区長が認める方（医師の診断書が必要）

### 難病患者

#### 現 行

障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（医師の診断書が必要）

#### 見直し後

障害者総合支援法の対象疾患によってA D Lが低下し、肢体不自由者（児）の対象と同程度の障害があると区長が認める方（**原則**、医師の診断書が必要）

### その他

短期間の訓練等の利用で区長が認める方



# 支援方法の見直し

ガイドライン 8～9ページ  
請求事務のてびき 8ページ

**新規  
令和3年度試行実施**

グループ支援の導入し、支援方法の多様化を図ります。

利用者1人に対してガイドヘルパー1人が付き添うマンツーマンでの支援が原則ですが、新たに、複数の利用者に対するグループでの同時支援を認めます。

## 要件

- 支援者1人当たり利用者2人以下の割合とし、緊急時の安全確保の観点から、支援者2人以上による支援とします。

## サービス単価

- 個別支援型のサービス単価×0.75とし、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額となります。
- 各利用者の出発地や解散場所が異なるために、マンツーマンの場面と同時支援の場面がある場合でも、一連の外出すべてにおいてグループ支援型の報酬算定となります。

**グループ支援届出書**

※支援実施前に、障害者施策課管理係へ提出してください。  
※要件や注意点等はガイドラインを参照してください。

事業所名	〇×ガイドヘルプセンター	契約番号	杉障発第123号
担当者名	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【支援の内容】

日時	令和3年5月1日(土)
経路・移動手段	Aさん宅→Bさん宅(バス)→Cさん宅(徒歩)→駅(徒歩)→新宿駅(電車)→〇〇映画館(徒歩)→〇〇レストラン(徒歩)→新宿駅(徒歩)→駅(電車)→Cさん宅(徒歩)→Bさん宅(徒歩)→Aさん宅(バス)

【受給者名簿】

	受給者番号	受給者氏名	担当ヘルパー名
1	000007   1   1   1   1	A 〇〇	△△ △△ ×× ××
2	0		
3	0		
4	0		
5	0		

令和3年度は試行のため、支援実施前に事業者から区への届出が必要です。

【受給者同意書】

杉並区障害者等移動支援事業の実施にあたり、グループ支援を行うことについて同意します。

	同意者氏名(※)及び押印(署名可)	住所
1	A 〇〇	杉並区〇〇1-2-3



# 支援区分とサービス単価① ヘルパー不足に対応して

ガイドライン  
10ページ

支援区分を現在の2区分から3区分に変更し、支援状況に応じて単価を引き上げます。

※支援区分は、サービス単価の設定のためであり、提供できるサービス内容を区分するものではありません。

現行

区分	考え方
軽度	重度に該当しない方
重度	申請書の現況確認において、次のいずれかに該当する方 1 外出に伴う動作について、「できない」項目に3項目以上該当する方 2 見守り・介助について、食事、排泄及び移動のうち「全面的な介助を要する」項目に2項目以上該当する方 3 見守り・介助について、行動障害および精神症状のうち「ほぼ毎日ある」項目に1項目以上該当する方

見直し後

区分	考え方
軽度	重度に該当しない方
重度Ⅰ	申請書により外出（社会参加）に伴う動作について「できない」に該当する項目を各1点、見守り・介助について「全面的な介助を要する」又は「ほぼ毎日ある」項目に該当することを各3点として算定し、3点以上6点未満である方
重度Ⅱ	上記の算定が6点以上である方

身体介護  
等なし

身体介護  
等あり

現行の重度区分の方には、「重度Ⅰ」又は「重度Ⅱ」に変更した4月からの受給者証を3月中旬にお送りしています。



# 支援区分とサービス単価②

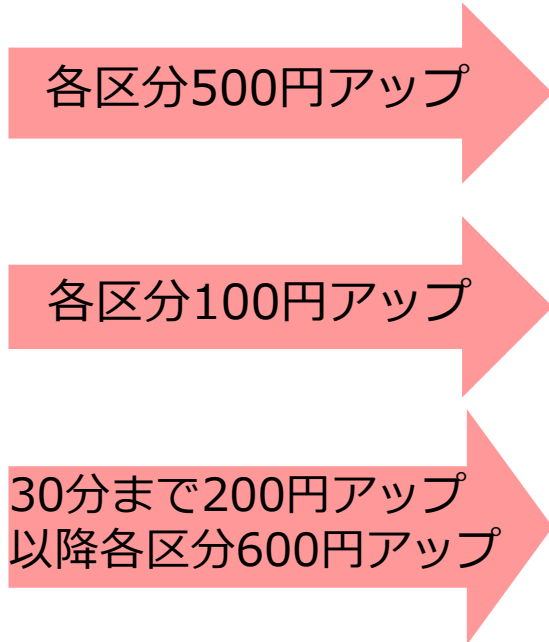
ヘルパー不足に対応して

ガイドライン  
10～11ページ

委託料のサービス単価を引き上げます。

現行

区分	最初の30分まで	以降30分ごとに
軽度	2,000円	700円
重度	3,100円	1,000円



見直し後

区分	最初の30分まで	30分を超え1時間まで	以降30分ごとに
軽度	2,500円	700円	700円
重度 I	3,200円	1,000円	1,000円
重度 II	3,300円	1,400円	1,000円

サービス単価が上がることに伴い、利用者負担額(サービス単価の3%相当額)も上がります。そのため、利用者負担のある利用者に、3月上旬にサービス単価等の見直しについてのお知らせをしています。



# 支援区分とサービス単価③

ヘルパー不足に対応して

ガイドライン  
12ページ

改定したサービス単価と利用料の算定表

## 個別支援

		30分 まで	1時間 まで	以降 30分ごと
軽度	サービス 単価	2,500円	3,200円	700円 追加
	サービス 利用料	75円	96円	21円 追加
重度 Ⅰ	サービス 単価	3,200円	4,200円	1,000円 追加
	サービス 利用料	96円	126円	30円 追加
重度 Ⅱ	サービス 単価	3,300円	4,700円	1,000円 追加
	サービス 利用料	99円	141円	30円 追加

## グループ支援

		30分 まで	1時間 まで	以降 30分ごと
軽度	サービス 単価	1,900円	2,400円	※サービス単 価は個別支 援型×0.75 (100円未満 切上げ)
	サービス 利用料	57円	72円	
重度 Ⅰ	サービス 単価	2,400円	3,200円	
	サービス 利用料	72円	96円	
重度 Ⅱ	サービス 単価	2,500円	3,600円	
	サービス 利用料	75円	108円	



# 各種様式等の変更①

# 〈受給者証〉

## 注意事項

- 1 この証には、杉並区移動支援事業による外出支援（以下「サービス」という。）に必要な重要事項が記載されています。大切に扱ってください。
- 2 サービスを利用する際は、サービス事業者に必ずこの証を提示してください。
- 3 この証で利用できるサービス事業者は、杉並区と契約している居宅介護等認可事業者に限ります。
- 4 外出の目的によっては、この証によるサービスを利用できないことがありますのでご注意ください。
- 5 サービス規定外の利用や支給時間を超えた場合の利用料は、全額自己負担になります。
- 6 利用者負担の金額は、区の手数料条例で定められているものです。直接事業者へお支払ください。
- 7 この証に関して更新、変更、再交付の必要が生じたときには、すみやかにその旨を届け出てください。
- 8 サービスの必要が無くなったとき及び受給資格が消滅したとき、または変更等の理由で新しい受給者証が手元に届いたときは、直ちにこの証を返却してください。
- 9 この証を不正に使用した者は、区及び関係者から損害賠償を請求されるほか、法令に基づき処罰されることがあります。

### 【お問合せ先】

杉並区保健福祉部障害者施策課管理係  
移動支援事業担当  
電話 03-3312-2111

( 2. 2. 20 )

移動支援事業受給者証		
受給者証番号	0 0 0 0 0 7	
受給者	居住地	杉並区
	氏名	
	生年月日	年 月 日
保護者氏名		
支給内容	期間	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 3 1 日 まで
	時間	余暇等 30.0 時間/月 通学 11.5 時間/月
	区分	支給種別 利用者負担 重度 I 3%
	備考	通学は1回につき30分まで
支給者	1 3 1 1 5 6	
	杉並区長	
杉並区阿佐谷南1-15-1		

## 時間

左欄/「余暇等」年もしくは月  
右欄/「通学」・「その他(通所)」  
「その他(訓練等)」

## 区分

「軽度」・「重度 I」・「重度 II」

## 備考

通学などで、個々に必要な時間として認められた時間が、記載されます



# 各種様式等の変更② <請求時に提出する書類>

「請求書」「完了届兼検査請求書」は今までと変更ありませんが、今まで1種類だった「実績記録簿」が利用者ごとに、余暇活動等の外出支援(=「余暇等」とそれ以外の支援(=「通学・その他」)で別のものになります。

請求書

完了届兼  
検査請求書

実績記録簿  
「余暇等」

実績記録簿  
「通学・その他」

個別支援とグループ支援は単価が異なりますので、それぞれ別の様式となり、利用者一人最大で4様式となります。

- ① 「余暇等／個別支援型」
- ② 「通学・その他／個別支援型」
- ③ 「余暇等／グループ支援型」
- ④ 「通学・その他／グループ支援型」

# 各種様式等の変更③

# 〈実績記録簿〉

請求のてびき  
6.7ページ

「実績記録簿」は、「余暇等」と「通学・その他」で記載内容を分け、支援1回ごとの「利用者確認印」を削除し、月分まとめて下欄の確認印(署名) 1か所のみ(様式別)としました。

### 実績記録簿「余暇等」

令和 年 月分 【余暇等/個別支援型】移動支援サービス実績記録簿										枚中	枚目
受給者氏名		支給時間		支給番号		事業所番号		事業所名称			
余暇等		時間/月 <input type="checkbox"/> 年		000007							
日付		移動時間		移動内容(行先) ※余暇活動等の外出のみ記入		委託料		利用者負担額		ヘルパー確認印 またはサイン	
開始		終了		支援時間							

月・年単位別と時間、外出の行先を記載

### 実績記録簿「通学・その他」

令和 年 月分 【通学・その他/個別支援型】移動支援サービス実績記録簿										枚中	枚目
受給者氏名		支給時間		支給番号		事業所番号		事業所名称			
通学 <input type="checkbox"/>		その他(通所) <input type="checkbox"/>		その他(訓練等) <input type="checkbox"/>		時間/月		支給区分		負担区分	
日付		移動時間		移動内容(行先) ※以下のいずれかにチェック(✓)を入れてください。		委託料		利用者負担額		ヘルパー確認印 またはサイン	
開始		終了		支援時間		学校		学室		通所施設等	
						<input type="checkbox"/> 行き <input type="checkbox"/> 帰り		<input type="checkbox"/> 行き <input type="checkbox"/> 帰り		<input type="checkbox"/> 行き <input type="checkbox"/> 帰り	

通学・その他別と時間、該当箇所をチェック

下欄はいずれの様式も同じ

重度Ⅱのみ回数を記入  
※回数を記入するとエクセルシートの場合は自動集計されます

利用者確認について、区へ提出いただく実績記録簿には月計欄のみの記入となりますが、毎回の支援終了の都度、利用者とは必ず実績内容を確認してください

※重度Ⅱの方のみ記入			①委託料	②利用者負担	①-②請求
1回当たり0.5時間の支援の合計:					
利用者氏名及び確認印(署名可)					

# その他の請求に関する手続きについては、 確定版「請求事務のてびき」をご覧ください。

杉並区  
移動支援事業  
請求事務のてびき  
(事業者向け)

確定版



令和3年4月1日現在  
杉並区 障害者施策課



請求等に必要な書式は区ホームページ内の障害のあるかたへの生活支援サイト<のーまらいふ杉並>に掲載しています。

『杉並区 移動支援 業務書式』で検索していただくか、以下をご参照ください。

障害のあるかたへの生活支援サイト のーまらいふ杉並

- ▶ 「その他の支援」
- ▶ 「事業者の方へ（請求事務等）」
- ▶ 「業務書式（移動支援事業）」

令和3年3月までの実績記録簿と、令和3年4月からの実績記録簿を掲載しています。ご活用ください。